

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体

御 中

← 厚生労働省老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「介護職員処遇改善支援補助金に関する
Q & A（Vol.4）（令和4年12月2日）」
の送付について
計2枚（本紙を除く）

Vol.1114

令和4年12月2日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3948、3949)

FAX : 03-3595-4010

事 務 連 絡
令和4年12月2日

各都道府県 介護保険担当主管部（局）御中

厚生労働省老健局老人保健課

「介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A（Vol. 4）（令和4年12月2日）」
の送付について

平素より、介護保険行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A（Vol. 4）（令和4年12月2日）」を送付いたしますので、貴県におかれましては、御了知の上、管下事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

問 1 実績報告書の補助金別紙様式 3－2 に記載する介護職員処遇改善支援補助金の総額〔円〕(h)について、国保連合会及び都道府県支払分において、同一事業所番号で複数のサービスがある場合、サービスごとの内訳を把握できない場合があるが、サービスごとの内訳を区別して記載することが必要か。

(答)

国保連合会からの支払額の通知等で、同一事業所番号で複数のサービスがある場合は、「介護職員処遇改善支援補助金に関する Q & A Vol. 3」(令和 4 年 3 月 23 日)問 4 においてお示ししている、介護予防サービスの取扱いと同様に、同一事業所番号のサービスのうちどれか一つに一括計上(同一事業所番号の他のサービスについてはゼロ又は空欄)とすることも可能である。

なお、本取扱いにおいても、介護予防サービスの取扱いと同様、サービスごとに行を分けて記載すること。

<参考>

「介護職員処遇改善支援補助金に関する Q & A Vol. 3」(令和 4 年 3 月 23 日)
(令和 4 年 3 月 23 日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)